

連携にあたって求める要件

基本的にすべての民間事業者のみならず対話の場を設けますが、連携事業の実施にあたっては、一定の要件を設けています。

連携の対象とする民間事業者

次のいずれにも該当しないこと

- 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体であること
- 会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく再生手続中又は破産法に基づく破産手続中であること
- 大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている団体又は同要綱別表第1各号に掲げる措置要件に該当すると認められる団体であること
- 国税又は地方税を滞納していること
- その他事業連携協定等の対象としてふさわしくないと市長が認めるもの

実施する連携事業

次のいずれにも該当しないこと

- 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- 法令等に抵触するおそれのあるもの
- 公序良俗に反するもの
- 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- 人権侵害、差別または名誉棄損のおそれがあるもの
- 非科学的なものまたは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるおそれがあるもの
- その他連携事業としてふさわしくないと市長が認めるもの